

議案第140号

上越市安塚地域産業振興施設条例の一部改正について

上越市安塚地域産業振興施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

上越市長 村山秀幸

上越市安塚地域産業振興施設条例の一部を改正する条例

上越市安塚地域産業振興施設条例（平成16年上越市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第1条中「安塚区」を「多雪地域」に改め、「の振興」の次に「及び地域の活性化」を加える。

第14条第1項中「占用する容積1立方メートルにつき1日当たり20円（事業者が営利又は営業上の目的で利用する場合にあっては、市長が別に定める額）の」を「別表第1に定める」に改め、同条第3項中「別表」を「別表第2」に改める。

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第14条関係）

施設名	単位	使用料
雪中貯蔵施設	1パレットにつき	月額2,750円
	1カゴ台車につき	月額1,650円

備考

- 1 農業生産者（農業収入のある者をいう。）及び農業生産者で組織する団体以外のものが、営利又は営業上の目的で利用する場合の使用料は、定額使用料の200パーセントの額とする。
- 2 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が使用する場合の使用料は、定額使用料の200パーセントの額とする。
- 3 備考1及び備考2のいずれにも該当する場合の使用料は、定額使用料にそれぞれの割合を乗じて得た額とする。
- 4 使用期間が1月に満たないときの使用料は、この表に定める額を日割りで算出した額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第14条第1項及び別表第1の規定は、施行の日以後の利用について適用する。

(準備行為)

3 改正後の上越市安塚地域産業振興条例の規定による雪中貯蔵施設の利用に係る手続その他必要な行為は、施行の日前においても行うことができる。